

北海道国民健康保険運営方針改定（素案）についての意見募集結果

令和6年2月29日

北海道国民健康保険運営方針改定（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人から、延べ13件（案と直接関係がない意見1件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>計画を文字通り「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」内容にしてください。また、ゴール1の「あらゆる形態の貧困を終わらせる」に資する内容にすることを加えてください（高齢者保健福祉等計画案にはあります）。</p> <p>【理由】 被保険者は低所得者が多いこと。経済的理由で受診が遅れ、症状を悪化させたりなくなる方もいるため。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>本運営方針に基づき、国民健康保険事業を安定的に運営することは、SDGsのゴール3の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成にも資するとの趣旨でP.1に記載したものです。</p> <p>国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、病気等の場合に必要な保険給付を行っているものであり、貧困を終わらせることを目的としていないことから、ゴール1の達成に資するものとしておりませんが、所得の低い方が多いことなどを踏まえ、保険料（税）軽減措置を実施するなどの配慮は行っております。</p> <p>D</p>
<p>国保は法第1条により社会保障です。国や自治体が責任を持つものです。被保険者について、役割や責務を押し付けるのはやめてください。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の負担能力、受益の程度等に応じて納められる保険料によって賄うことを基本とするとの国の見解が示されており、国民皆保険を支える基盤として重要な役割を果たしているものと認識をしております。</p> <p>D</p>

<p>一般会計からの法定外繰入については自治体の判断です。北海道としては市町村に対して規制しないでください。</p> <p>国が解消・削減を求めているのは、決算補填等を目的とした一般会計からの繰り入れです。正確に周知してください。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>道としては、法定外繰入について、市町村が適切に判断して取り扱っているものと考えており、赤字解消に向けた取組について、今後とも市町村と十分協議を行いながら、地域の実情に応じた必要な助言を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>赤字の概念に、決算補填等を目的とした一般会計からの繰り入れ、繰上充用金の新規増加などは除いてください。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>赤字の概念（定義）については、国通知に基づき、市町村の国民健康保険特別会計（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰上充用金の新規増加分」とする旨規定されており、除外することは不適當であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>まず、保険料が、被保険者の家計負担をはじめ協会けんぽなどとの比較、高いことを明確にしてください。</p> <p>そのため、保険料の値上げではなく、保険料の引き下げる内容にしてください（納付金算定など）。</p> <p>同計画の保険料水準の統一などによって、保険料が値上げになる市町村、被保険者が生まれます。</p> <p>そのため、納付金ベースの統一の2024年度からの実施時期は行わず、保険料水準の統一はしないでください。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>国保は、他の公的医療保険に比べて、加入者の年齢構成が高いことや、所得水準が低いことから、道としては、国保の安定的な運営に向けた財政基盤を強化するため、国に対して財政支援の更なる拡充を要望するとともに、医療費適正化や収納率向上対策などに市町村と連携を密にして取り組むほか、納付金の抑制を目的とした基金の活用についても、市町村の意見を伺いながら、効果的な活用を図ってまいります。</p> <p>また、保険料水準の統一に向けては、保険料の急激な上昇が生じないように配慮しながら、市町村と協議の上、取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

<p>市町村が住民負担の軽減などのために行っている施策を改悪することはやめてください（賦課限度額・保険料減免など）。</p> <p style="text-align: right;">（札幌市）</p>	<p>加入者負担に急激な変化が生じないように配慮しながら、今後とも市町村と十分協議し、保険料水準の統一や各種事務の標準化を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>統一保険料率に合わせた条例の改正は、地方自治の原則に反するのでやめてください。</p> <p style="text-align: right;">（札幌市）</p>	<p>保険料（税）の決定などについては、地方税法及び国民健康保険法、国民健康保険法施行令に基づき、市町村が決定することとされております。</p> <p>加入者が道内どこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となるよう、加入者負担の公平化に向けた保険料水準の統一を目指す必要があると考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>そもそも、保険料（税）の未払いは高すぎるのが要因です。払える保険料（税）にすることが先決です。</p> <p>徴収にあたっては、被保険者の生活実態を踏まえて、慎重に行ってください。</p> <p style="text-align: right;">（札幌市）</p>	<p>北海道においては、所得水準や医療費水準の地域差が非常に大きく、地域における被保険者の影響を考慮し、可能な限り激変が生じないように調整しながら、被保険者間の負担の公平化を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>医療費通知は、希望者のみでよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">（札幌市）</p>	<p>医療費通知は、被保険者が自己の健康についての関心や国民健康保険制度に対する認識を高め、医療費適正化につながるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>後発医薬品の不足が生じており、その点を留意していただくとともに、医師や患者の意思を踏まえた対応をしてください。</p> <p style="text-align: right;">（札幌市）</p>	<p>ご意見を踏まえ、引き続き、患者に対して適切に情報提供するなど、後発医薬品の普及が推進されるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

<p>保険料（税）の減免、一部負担金の減免は、対象の拡充など行ってください。そのため、引き続き、道が一部負担金減免を行った市町村への補助を拡充してください。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>加入者負担に急激な変化が生じないように配慮しながら、今後とも市町村と十分協議し、保険料水準の統一や各種事務の標準化を進めてまいります。</p> <p>また、道では、市町村が一部負担金減免を実施した場合に減免額の2分の1を財政支援しております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>広域された徴収組織が行う行為は、被保険者の生活と人権を守る立場で行うようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>滞納整理機構が国民健康保険料の徴収を行う際には、法令に基づきまして、個別世帯の実情に応じた、納付相談を行うなど、適切に対応するよう、様々な機会を活用いたしまして、市町村を通じて助言を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先  
 保健福祉部健康安全局国保医療課  
 国保財政係  
 電話 011-231-4111 内線 25-810